

令和4年度全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業【第1回公募】

(民間スポーツ振興費等補助金(全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助))

公募要領

令和4年4月28日

【1. 事業の趣旨・目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多数の人が集まる全国規模のスポーツリーグ又は大会(以下「全国規模のスポーツイベント等^{※1}」という。)の多くが、政府の要請等を踏まえて、中止、延期、無観客開催(以下「中止等」という。)を余儀なくされている。

また新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて、特に全国規模のスポーツイベント等の主催者は、with コロナ、ポストコロナにおける開催のあり方を模索しており、コロナ禍でもこれまでと同等、又はこれまで以上に収益を生み出せるよう、事業構造の転換を強く迫られている。

こうした背景を踏まえ、全国規模のスポーツイベント等の主催者が行う、次の(1)～(4)に記載する事業に必要な経費の一部または全部を国が補助することで、多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限活用した新たな取組、その実施に必要な感染症対策など、with コロナ、ポストコロナにおける全国規模のスポーツイベント等の開催を支援し、我が国のスポーツの振興に寄与する。

- (1) 試合開催時における感染症対策の徹底事業
- (2) 試合運営の改善による感染症対策強化事業
- (3) コロナ禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業
- (4) 政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業

※1:「全国規模のスポーツイベント等」の定義

一般社団法人日本トップリーグ連携機構の加盟団体が主催するリーグ、中央競技団体又は全国的な統括団体が主催(招致主催を含む。)する全国選手権大会・日本代表戦など、全国各地から選手又は観客が集まる、国内におけるスポーツの最高レベルのリーグ又は大会をいう。ただし、以下に該当するものを除く。

- ・地方予選等、一部の都道府県や地域ブロック内にて行われるもの
- ・市民マラソン等、専ら参加型のスポーツイベントとしてのみ行われるもの

【2. 事業内容・補助率等】

全国規模のスポーツイベント等の主催者が行う、次の(1)～(4)に記載する事業を支援する。ただし補助金の額は、申請件数や審査結果により、スポーツ庁が予算の範囲内で決定する。なお、各事業の対象経費については「5. 補助対象経費」に記載の事項に加え、別添1及び2を併せて参照すること。

(1) 試合開催時における感染症対策の徹底事業

【事業内容】

対象となる全国規模のスポーツイベント等の試合開催時において、感染症対策の徹底に必要な消毒液や検温機器等の設置、運営要員の確保、感染防止対策の周知・協力依頼を目的とした動画やポスター作成等を行う。

<例>

- 観客入場口におけるアルコール消毒液、サーモグラフィ等の設置
- 検温、観客情報確認、誘導等の感染症対策に従事する運営スタッフの確保

- 感染防止対策を周知する動画、ポスター等の広報媒体の作成、配信 等
- ※専ら集客向上のみを目的とした動画、ポスター作成等の取組は本事業では対象外とする。
別途、2.（3）事業として申請すること。

【補助内容】

- 補助率 : 1/2
- 上限額 : 1,000万円（補助対象経費：2,000万円）×「“出場チーム数”と“試合会場数”のいずれか少ない方」※
※ただし個人競技の場合、“出場チーム数”を“出場者数”と読み替える。
- 下限額 : 100万円
- 対象経費：別添1に記載のとおり

（2）試合運営の改善による感染症対策強化事業

【事業内容】

対象となる全国規模のスポーツイベント等の試合開催時において、各種技術を活用し、コンコースやトイレ等の試合会場内における人・空気の滞留状況の把握、入退場時の人流解析などの調査分析等を行う。また必要に応じ、当該調査分析により得られた知見を周知する取組等を行う。

<例>

- ビーコン、CO2濃度測定器、音声計測器等の機材設置、測定、収集データの解析
- 会場内カメラ等の機材設置、映像解析による観客等のマスク着用率の測定
- 試合実施中における、大型ビジョンを用いた測定分析結果の観客等への周知 等

【補助内容】

- 補助率 : 1/2
- 上限額 : 1,000万円（補助対象経費：2,000万円）×「“出場チーム数”と“試合会場数”のいずれか少ない方」※
※ただし個人競技の場合、“出場チーム数”を“出場者数”と読み替える。
- 下限額 : 100万円
- 対象経費：別添1に記載のとおり

（3）コロナ禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業

【事業内容】

対象となる全国規模のスポーツイベント等の試合開催時において、リモート観戦時等における臨場感のある放送・配信用コンテンツの提供（観客と選手の交流や応援機能の付与）、スポーツ観戦機会の提供など、コロナ禍においてもスポーツを楽しむためのデジタル技術等を用いた取組等を行う。

<例>

- スタッフデータを活用した臨場感のある放送配信コンテンツを制作する等、コロナ禍での観戦機会向上を目的とした映像撮影・配信
- 観客と選手との交流や応援機能付与による観戦体験の提供
- 観戦を楽しめるデジタルエフェクトを使った仕掛け 等

【補助内容】

- 補助率 : 1/2
- 上限額 : 1,000万円（補助対象経費：2,000万円）×「“出場チーム数”と“試合会場数”

のいずれか少ない方」※

※ただし個人競技の場合、“出場チーム数”を“出場者数”と読み替える。

下限額 : 100万円

対象経費 : 別添1に記載のとおり

【申請条件】

本事業は、別に定める「収益力強化計画（様式第4）」を提出する場合にのみ申請が可能。
「8. 提出書類」を併せて参照すること。

(4) 政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業

【事業内容】

対象となる全国規模のスポーツイベント等のうち、政府からのイベント開催制限や水際措置の強化を受けて当該イベント等を中止等した場合に生じる、イベント等の主催者が負担するキャンセル費用等を支援する。なお、政府の要請等を受けて、当該イベント等は無観客で開催した場合には、その開催に必要な経費も支援する。

<例>

- 会場使用料や人件費のキャンセル料、販売済チケットの払戻し手数料
- 既に支出済の感染対策経費や広報経費のうち、他への代替が不可能な経費
- 中止等により新たに発生した費用
- 無観客で開催した際の会場使用料、試合運営経費 等

【補助内容】

補助率 : 10/10 定額

上限額 : <政府又は自治体からの要請・措置により中止等を行ったもの>

2,500万円×「中止等を行った試合数」

<上記以外で、緊急事態宣言等の対象地域内、期間内に開催予定であって中止等を行ったもの>

1,000万円×「中止等を行った試合数」

下限額 : 100万円

対象経費 : 別添1に記載のとおり

上記(1)～(4)を複数申請する場合、その合計額に対して、下限額(100万円)を適用する。

【3. 補助対象者】

補助対象者は、以下の要件を満たすこととする。

【2.(1)～(3)の事業について】

- (ア) 法人格を有すること(財団、社団、株式会社、NPO等)。
- (イ) 過去に全国規模のスポーツリーグ又は大会を開催した経験を有していること。

【2.(4)の事業について】

- (ア) 法人格を有すること(財団、社団、株式会社、NPO等)。
- (イ) 以下①又は②を受けて中止等を決定した全国規模のスポーツイベント等の主催者であること。

- ①「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））又は令和3年1月7日以降に発出された同方針において、次の地域・期間に指定されたことを受けて、中止等を決定したもの。※対象地域、対象期間は別添3のとおり
 - (i) 緊急事態宣言措置区域・期間
 - (ii) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）・経過措置期間
 - (iii) まん延防止等重点措置区域とされた都道府県・まん延防止等重点措置期間
- ②「オミクロン株に対する水際措置の強化について」（令和3年11月29日、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省）を受けて、令和3年11月30日以降に中止等を決定したもの。

※リーグ形式で実施するスポーツイベント等を申請する場合、リーグ主催者を補助対象者として、各クラブの実施分も含めて一括し、リーグの主催団体名義で書類を提出すること。ツアー形式で実施するスポーツイベント等を申請する場合、各ツアー大会の統括団体が一括し、統括団体名義で書類を提出すること。複数競技種目を開催するスポーツイベント等を申請する場合、大会主催者が一括し、主催団体名義で書類を提出すること。（原則として、リーグ所属クラブ、大会中の個別競技の担当団体からの申請は認めない。）

【4. 補助事業実施期間】

【2.（1）及び（2）の事業について】

令和3年12月20日から令和5年2月28日までの間に実施又は実施予定のイベント等を支援の対象とする。

※2.（1）は各スポーツイベントの最終日（撤去作業日含む）を補助事業実施期間の終了日とすること。

【2.（3）の事業について】

交付内定日^{*}から令和5年2月28日までの間に実施予定のイベント等を支援の対象とする。

※採択後、スポーツ庁が発出する交付内定通知書の記載日

【2.（4）の事業について】

令和3年11月30日から令和5年2月28日までの間に実施又は実施予定であったイベント等を支援の対象とする。

※実施又は実施予定であったスポーツイベントの最終日（撤去作業日含む）を補助事業実施期間の終了日とすること。

※手続きの流れについては、「11. 本事業の実施スケジュール」を参照すること。

【5. 補助対象経費】

補助対象経費の申請は、以下の事項を遵守して行うこと。なお、別添1及び別添2を参照した上で、申請を行うこと。

- ✓ 本事業の実施に直接必要となる経費のみを計上すること。
- ✓ 事業実施計画書、交付申請書及び事業実績報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる規程、見積書、請求書等の書類の写し）を添付すること。
- ✓ 金額は、1円単位で計上すること（1円未満の端数が発生する場合は切り捨てとする）。また

各種書類には原則、消費税抜きの金額を計上すること。

- ✓ 観戦者等に対するインセンティブ（ポイント原資や参加賞、割引券等）に係る経費は補助対象経費として認められないため、計上しないこと。
- ✓ 実施期間内であっても、事業終了間際に消耗品等を大量に購入すること等、事業と関係のない経費は補助対象経費として計上しないこと。
- ✓ 補助対象経費の対象期間は、「4. 補助事業実施期間」に記載の期間とする。ただし、「2.（4）政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業」においては、令和2年2月1日から発生した費用を対象とする。
- ✓ 令和2年度補正予算（第1号～第3号）で実施された「令和2年度スポーツイベントの再開支援事業」「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」で既に採択済のイベント等の重複申請は認めない。
- ✓ 選手及び関係者等に対する、PCR検査や抗原検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査に必要な経費（検査キット等）は、原則補助対象外とする。
- ✓ 会場内で大会前や大会中に行われる付随的な演出、会場周辺におけるイベントは対象外とする。（【2.（3）】の事業を除く）
- ✓ 国費（国費を財源とする資金（補助金、委託金等）を含む。）、独立行政法人等が交付する助成金及び公営競技等の収益による資金の支援を受けている取組は、申請の対象外とする。（同一の取組に対して、国の他の補助金を重複して受け取ることはできない。上記以外の他の補助金（地方公共団体、財団等が交付する補助金）を受給している又は受給予定の場合は、本補助金を受け取ることが可能か、必ず、補助金事務局へ事前に確認すること。）
- ✓ 本事業の実施に当たって必要な調達をする場合は、複数社から見積書を徴収する等により、当該経費の価格の妥当性等を確認した上で、計上すること。
- ✓ 補助事業実施団体自身が保有する製品、施設等の調達は、原則補助対象外とする。
- ✓ 補助事業実施団体の子会社・グループ企業等から調達する場合は、他社の見積を取る、利益分を除く等、当該経費が適正な価格であることを証明すること。
- ✓ キャンセル費用の申請に当たっては、当該金額の発生が不可避であったことについて、経費ごとに示すこととし、合理性があると認められる経費のみを対象とする。例えば、契約書や請求書等においてキャンセルポリシーとしてキャンセル料が100%でない期間が定められているにもかかわらず、その期間を過ぎて100%のキャンセル費用が発生した場合など、主催者のキャンセルの判断遅れに起因するキャンセル費用については、原則補助対象外とする。

【6. 申請手続き】

【第1回公募 申請期限】

令和4年6月3日（金）（17時必着）

※提出期限を過ぎてからの書類提出、提出期限後の書類の追加・差替は一切認めない。

※申請書等の書類の作成・提出に係る費用は、審査結果にかかわらず申請者の負担とする。

また、提出書類の返却は行わない。

※追加公募については、予算の範囲内で検討する。

【申請先・申請方法】

応募書類は、「sminkan@mext.go.jp」宛に電子メールを送信して提出すること。

その際、メールの件名（題名）を「【応募】令和4年度全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」とすること。

※郵送、持参、FAXによる提出は一切受け付けない。

※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※受信確認の返信メールが提出後1営業日以上経っても届かない場合は、問合せ窓口（03-6734-4988）へ電話にて確認をすること。

【7. 説明会の開催】

開催日時：令和4年5月17日（火）15時～17時

開催場所：文部科学省東館3F講堂（※オンライン配信はございません）

※なお、詳細は「令和4年度全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業【第1回公募】に係る公募説明会及び令和3年度ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業における事例報告会の開催について」を参照すること。

【8. 提出書類】

以下の書類を、「6. 申請手続き」に記載の方法で、申請期限までに提出すること。

【「2.（1）～（4）」の全ての事業への申請に必要な書類】

① 事業実施計画書 [様式第1・Word]

※必要事項を記入の上、Wordファイルとして編集可能な状態で提出すること。

※必要に応じ、別途補足説明資料を添付することも可能（様式自由）。

②（別紙1）経費の配分表、（別紙2）事業収支計算書 [様式第2・Excel]

※別添1を参照し必要事項を記入の上、Excelファイルとして編集可能な状態で提出すること。

③ 申請経費の証憑 [様式自由]

※別添1及び別添2を参照の上、申請経費の根拠を説明する証憑を提出すること。

※ファイル名とファイル内の両方に上記別紙2に記載する証憑Noを入れて提出すること。

④ 申請団体の活動概要 [様式自由]

※会社案内、定款、要覧等、申請団体の営む主な事業が分かる資料を提出すること。

⑤ 申請団体の財務概要 [様式自由]

※最新の財務諸表等を提出すること。

⑥ 過去に全国規模のスポーツリーグ又は大会を実施した経験を有することを証する資料 [様式自由]

⑦ 申請するスポーツイベント等の実施内容が分かる資料 [様式自由]

※開催要項や企画書など、当該イベント等の実施詳細、経費の必要性が分かる資料を提出すること。

⑧ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書 [様式第3・Word]

※必要事項を記入しWordファイルとして編集可能な状態で提出すること。

※別途、役員等の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（運転免許証、健康保険証等）を添付すること（様式自由）。

【「2.（3）」事業へ申請する場合に必要な追加書類】

⑨ 収益力強化計画 [様式第4・Word]

※新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて、コロナ禍でもこれまでと同等、又はこれまで以上に収益を生み出せるよう、事業構造の転換を強く迫られている。このため、収益力強化計画を提出すること。

※必要事項を記入の上、Wordファイルとして編集可能な状態で提出すること。

※「2.（3）」事業を複数件申請する場合は、取組ごとに計画を作成すること。

※必要に応じ、別途補足説明資料を添付することも可能（様式自由）。

【「2.（4）」事業へ申請する場合に必要な追加書類】

⑩ 申請するスポーツイベント等について、中止等に至った経緯が分かる資料 [様式自由]

※政府・都道府県の事務連絡等、要請を受けた文書を提出するとともに、団体において中止等の判断に至った経緯をまとめた資料を作成・提出すること。

【9. 評価方法】

スポーツ庁において、提出された事業実施計画書等について書類審査を実施する。その際、以下に記載の（１）～（３）に基づき、予算の範囲内で補助事業者を決定する。

（１）審査項目

ア. 「2.（１）～（４）」の全ての事業に適用される事項

- ① 必要となる提出書類が全て整っている。
- ② 補助対象要件が満たされている。
- ③ 本補助事業の趣旨・目的に合致した事業内容となっている。
- ④ 本補助事業実施・管理に必要な人員・組織体制が整っている。
- ⑤ 本補助事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有している。
- ⑥ 事業実施計画書と整合性が図られた適切な経費計上となっている。

イ. 「2.（３）」事業にのみ追加適用される事項

- ⑦ スポーツへの機運醸成に資する取組で、実現可能性があり、補助効果が期待できる。
- ⑧ 本補助事業の趣旨・目的に合致した適切な計画・成果目標が設定されている。
- ⑨ 取組内容が具体的に示され、事業の目的や成果目標と整合性がとれている。

（２）評価方法

スポーツ庁において、提出された事業実施計画書等を元に書類審査を実施する。その際、必要に応じて外部有識者で構成される技術審査委員会の意見を聴いた上で、採択事業を決定する。

（３）配分方法

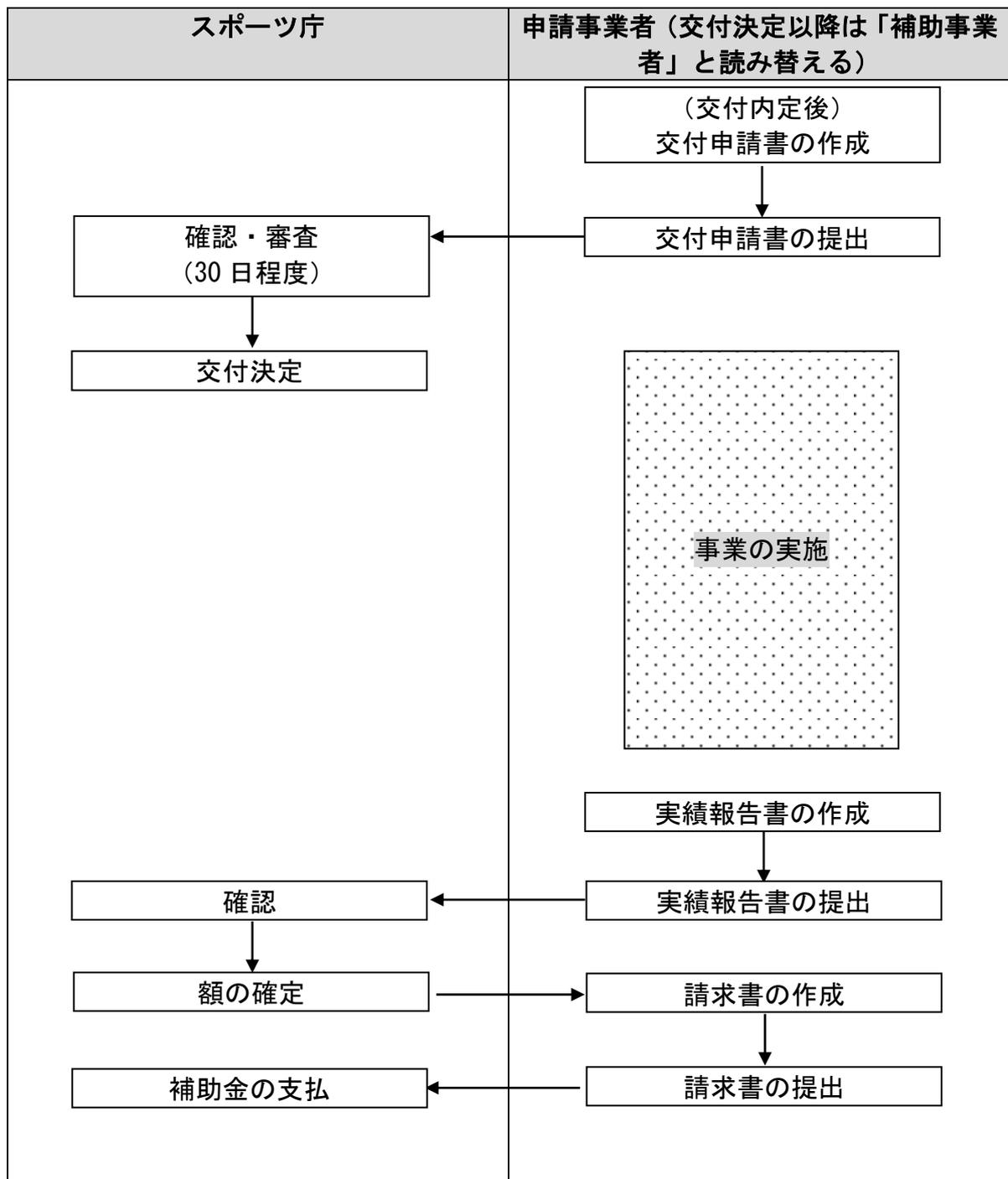
上記審査項目を確認し、予算の範囲内で交付額を決定する。

予算を超える金額の申請があった場合には、2.（４）を優先的に配分した上で、その他の事業について、申請額に応じて予算額の範囲内で按分して交付決定する。

【10. 実績報告】

補助事業を完了したとき（「民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本パラスポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助、全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助、大規模国際スポーツ大会主催団体補助及び日本アンチ・ドーピング機構補助）及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助）交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第10条に基づく中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）はその日から1か月を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、交付要綱様式第6による実績報告書を長官に提出しなければならない。

【11. 交付内定者決定後の実施スケジュール】



※上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合がある。

※本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払う精算払を原則とする。ただし、必要があると認められる場合、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

【12. 問合せ先・その他】

事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】令和4年度全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業について」とし、電子メールにて送付すること。電話での受付は行わない。

公募期間中の質問等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開する本件の公募情報に開示する。

また本事業は、予算の範囲内で追加の公募を予定している。

<連絡先>

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付 スポーツイベント開催支援事業担当
e-mail : sminkan@mext. go. jp